

労福協なのはなヘルパーステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人徳島県労働者福祉協議会が開設する労福協なのはなヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 労福協なのはなヘルパーステーション
- (2) 所在地 徳島市昭和町3丁目35-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事務所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員 常勤換算で2.5名以上

訪問介護員は、サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。
但し8月12日～8月15日及び12月29日～1月3日及び祝日を除く
- (2) 営業時間は、営業日の午前9時から午後5時00分までとする。
- (3) 電話などにより、24時間通常連絡が可能な体制とする。
- (4) サービス提供日・時間は、365日・24時間とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護・指定介護予防訪問介護に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け、ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、石井町、神山町、佐那河内村とする。

また、各関係機関との連携を積極的に行い、利用者にとって最適なサービス提供が実現できる運営に努める。

(衛生管理等)

第8条 事業所は訪問介護員等の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する

委員会を開催及びその結果について、従業者への周知徹底。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、サービスの実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告をしなければならない。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護[指定予防訪問事業]の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し行有無計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意点)

第12条 事業者は、その提供した指定訪問介護・指定介護予防訪問介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を

受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図り、利用者の人権保護のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時及び継続研修 年6回以上

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に掲示しておく。

5 居宅介護支援事業所に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により本人又はその家族からの同意を得るものとする。

6 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は公益社団法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

この規程は、平成24年11月 1日から一部変更する。

この規程は、平成25年 4月 1日から一部変更する。

この規程は、平成29年 4月 1日から一部変更する。

この規程は、平成29年11月 1日から一部変更する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から一部変更する。